

28財経総第1189号
平成28年8月26日

東京都監査委員 殿

東京都知事 小池 百合子

「知事専用車の使用を違法・不当としてその使用に要した経費の返還を求める住民監査請求（その4）監査結果」の勧告に基づき講じた措置について

平成28年8月1日付28監総第383号により勧告のあった標記のことに
ついて、地方自治法第242条第9項の規定に基づき必要な措置を講じたので、
下記のとおり通知します。

記

1 対応の内容

標記勧告の趣旨に基づき、知事専用車運行に係る経費について、8月17日付けで前知事に請求を行った。

なお、本件請求に先立ち、前知事から勧告に遵い経費負担を行う旨の申し出があり、19日付けの納付について確認済みである。

2 請求金額（既納）

65,029円